

## 熊本県建築物耐震診断評価者指定要領

### (趣旨)

第1条 この指定要領は、熊本県建築物の耐震改修の促進に関する法律等の規定に基づく認定等の実施に関する要項第2条第7項に規定する建築物耐震診断評価者（以下「建築物耐震診断評価者」という。）の指定に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

### (指定の申請)

第2条 建築物耐震診断評価者として指定を受けようとする者は、別記第1号様式に必要な書類を添付して、知事に申請するものとする。

### (指定の基準)

第3条 建築物耐震診断評価者の指定の基準は、次のとおりとする。

(1) 耐震診断の結果、耐震改修計画、建築物の安全性及び区分所有建築物の耐震改修の必要性（以下「耐震診断等」という。）に関する評価を行うために設置する委員会（以下「耐震評価委員会」という。）が、次の各号に該当すること。

イ 5人以上の学識者及び専門知識を有する者で構成されること。ただし、これと同等と知事が認める場合にはこの限りでない。

ロ 評価申請を受理した場合に、適正かつ遅延なく評価を行える運営体制であること。

### (指定)

第4条 知事は、審査の結果、申請者が建築物耐震診断評価者として適当であると認める場合は、建築物耐震診断評価者として指定し、申請者に別記第2号様式により通知するものとする。

### (変更の届出)

第5条 建築物耐震診断評価者は、法人の名称、所在地、耐震評価委員会の構成及び運営に関する規定等に変更が生じた場合には、変更の事由が発生する予定日の14日前までに、別記第3号様式に必要な書類を添付して、知事に届け出るものとする。

### (休廃止の届出)

第6条 建築物耐震診断評価者は、耐震診断等の評価事務の全部又は一部を休止又は廃止しようとする場合は、その30日前までに別記第4号様式により、知事に届け出るものとする。

### (帳簿の備付け)

第7条 建築物耐震診断評価者は、耐震診断等の評価事務に関する事項で、下記に定める事項を記載した帳簿を備え、15年間保存しなければならない。

(1) 評価を実施した建築物の耐震診断等の概要

## (2) 耐震診断等の評価結果

### (報告、検査等)

第8条 知事は、耐震診断等の評価業務の公正かつ的確な実施を確保するため必要と認めるときは、建築物耐震診断評価者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、建築物耐震診断評価者の事務所に立ち入り、耐震診断等の評価業務の状況若しくは帳簿等を検査させることができる。

### (指定の取り消し)

第9条 知事は、建築物耐震診断評価者が次のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すことができる。

(1) 第3条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

(2) 耐震診断等の評価業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

### (耐震診断義務付け建築物の建築物耐震診断評価者)

第10条 第2条から前条の規定にかかわらず、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条による報告及び同法附則第3条による報告に係る建築物耐震診断評価者は、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会規約第8条第2項の規定に基づき登録されている耐震判定委員会の設置者とする。

## 附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要領は、平成27年3月9日から施行する。

### (経過措置)

2 この要領の施行の際、現に旧要領第7条の定めるところにより保存している帳簿は、評価書等の交付の日から15年間保存しなければならない。

## 附 則

この要領は、令和3年2月10日から施行する。